



2025年5月20日

各 位

会 社 名 丸 文 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長 兼 堀 越 裕 史  
CEO/COO  
(コード番号 7537 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 取締役 兼 CFO/CSO 中 田 雄 三  
管理本部長  
(電話番号 03-3639-3010)

## 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、2023年6月28日開催の第76回定時株主総会にてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度の改定を決議し、2025年6月26日開催予定の第78回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に譲渡制限付株式報酬制度の改定に関する議案を付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお本件については、社外取締役で構成する指名・報酬委員会の助言・同意を得た上で決定しております。

### 記

#### 1. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定について

##### (1) 改定の理由

当社は、2023年6月28日開催の第76回定時株主総会において、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき（以下、同定時株主総会における当該議案に係る決議を「当初決議」といいます。）、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

今般、急速に変化する事業環境への対応を背景に取締役の役割・責務が増大していることや中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識をさらに高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、本株主総会において、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を増額することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

##### (2) 改定の内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第68回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人分給与は含まない。定款で定める員数は10名以内。）とご承認いただいております。また当初決議において、上記の報酬枠の範

囲内で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭債権の総額を年額 50 百万円以内、発行または処分する当社の普通株式の総数の上限を年 10 万株とすることをご承認いただいております。

今回、本制度は対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額を、上記の取締役報酬等の額とは別枠として、年額 100 百万円以内と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本改定は、取締役に付与する株式数の上限を年 10 万株とすることについては変更しないため希釈化の影響もないことから、相当であると考えております。

## 2. その他

以上の改定のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2023 年 5 月 24 日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上